

# 栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)

## 会議室利用細則



本細則に定めのない事項および解釈に疑義が生じた場合は、管理者の判断によるものとします。  
次の事項を十分にご確認のうえ、ご利用をお願いいたします。

### I. 利用時間

施設	区分	利用時間	注意事項
会議室	半日	9:00~13:00	・利用時間の延長はできません。 ・利用時間には 準備・利用後の原状回復も含まれます。 ・同一の方の連続利用は7日までです。
		13:00~17:00	
	1日	9:00~17:00	

### II. 利用定員

- 会議室の利用定員数は、大会議室(48名)、小会議室(18名)、特別会議室(12名)です。定員数を超過するご利用はできません。
- 不特定多数の来場を前提とした利用はできません。

### III. 利用料金の支払い

- 施設種別により支払条件が異なります。会議室の利用料金は『請求書』記載の納付期限までにお振込みいただくか、当日までに管理事務所にてお支払いください。なお、振込手数料は、利用者負担となりますのでご了承ください。
- 備品・コンセントの使用料金は、当日管理事務所にてお支払いください。

## IV. 利用の変更

- (1) 『利用許可書』発行後に、利用時間・会場等の変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- (2) 利用の変更は、原則同年度内 1 回に限り受付いたします。
- (3) 電話での変更は受付しておりません。必ず『利用許可変更申請書』をご提出ください。
- (4) 納入された利用料金は、原則として返金できません。

変更日	条件内容
利用許可日～利用開始日の 8 日前まで	速やかにご連絡のうえ『利用許可変更申請書』をご提出ください。 ※利用開始日の 8 日前必着
利用開始日の 7 日前～	変更できません。

※施設によりキャンセル規定が異なります。

※日数の起算は、利用開始日を含まず遡って計算いたします。

## V. 利用の取消し

- (1) 『利用許可書』発行後に利用を取消す場合、下記のキャンセル料を申し受けます。  
なお、納入された利用料金はキャンセル料として充当させていただきます。
- (2) 電話での取消は受付しておりません。必ず『利用取消承認申請書』をご提出ください。

取消日	キャンセル料
利用開始日の 7 日前～	利用料金の 100%

※施設によりキャンセル規定が異なります。

※日数の起算は、利用開始日を含まず遡って計算いたします。

## **VI. 利用上の注意事項**

---

### **1. 管理責任**

- (1) 施設の利用にあたっては、関係法令および条例ならびに「利用細則」等に定められた事項を遵守するとともに、関係業者・来場者等にもこれを周知徹底してください。
- (2) 管理上必要と判断した場合、職員が立ち入り是正をお願いすることがあります。改善が見られない場合は制限を行うことがあります。
- (3) 利用後は原状に回復してください。原状回復が不十分な場合、当館にて復旧作業を行い、その費用を利用者に請求いたします。

### **2. 備品の貸出**

- (1) 備品は丁寧に取り扱い、使用後は所定の位置へ戻してください。
- (2) 汚損・破損があった場合は、速やかにご申告ください。申告がない場合でも請求対象となる場合があります。
- (3) 通常の使用範囲を超える汚損・破損等は、修繕費・清掃費等をご請求いたします。
- (4) 利用後に判明した汚損・破損についても、利用期間中に生じたものと認められる場合は、請求対象といたします。
- (5) 精密機器（プロジェクター等）は指定された方法で使用し、レンズには触れないでください。

### **3. 準備・整理**

- (1) 養生テープ等、施設に影響を与えないもの以外の使用は禁止します。
- (2) 看板やポスター等の掲示は、指定場所以外禁止します。看板等の設置にあたっては、転倒防止等の安全対策を施してください。
- (3) ゴミは、全てお持ち帰りください。
- (4) 臭気・汚損・油分等により通常清掃で除去できない場合は、特別清掃費をご請求いたします（必要に応じて営業補償費を含む）

### **4. 防火・防災**

- (1) 屋内はすべて禁煙です。屋外指定場所での喫煙をお願いします。
- (2) 会場内には避難口に直通させた必要避難通路を確保してください。避難口前および通路等には、避難の障害となる設備や備品類を置かないでください。
- (3) 備品等で、消火栓・消火器・火災報知器・非常口・誘導灯・防火戸等の機能に支障がないよう注意してください。
- (4) 万一緊急事態が発生した場合には、管理事務所の指示に従い、速やかに来場者の避難誘導を行ってください。

## **5. 飲食の制限**

- (1) 許可された場所以外での飲食はご遠慮ください。なお、休憩スペースは長時間の占有や食事利用を目的とした使用はご遠慮ください。
- (2) パーティー・懇親会など、飲食を目的とする利用・飲酒・臭いの残る飲食は固くお断りします。

## **6. 駐車場**

- (1) 駐車場のみのご利用はできません。
- (2) 周辺道路での駐停車は固くお断りします。
- (3) 停車時は近隣住民の方の迷惑になりますので、必ずエンジンを切ってください。
- (4) 駐車場内での事故・盗難、その他トラブル等については、一切その責任を負いません。

## **7. 資料・荷物等の配送**

- (1) 当館では、配送された荷物の受け取り・保管等は一切いたしませんので、利用時間内に利用者側が直接お受け取りください。また、利用後の荷物の集荷につきましても、利用時間内で行ってください。

## **8. 免責および賠償責任**

- (1) 利用期間中における人身事故および諸用品の盗難・破損事故等については原因の如何を問わず、当館はその責任を負いません。
- (2) 天災地変、その他不可抗力または当館の責めに帰さない事由により生じた損害については、当館はその責任を負いません。

## **9. その他**

- (1) 動物(盲導犬・聴導犬・介助犬を除く)の入館は禁止しております。ただし、カートまたは抱きかかえ等、他の利用者に配慮した方法に限り入場可能とします。
- (2) 当施設内の敷地内や出入口、あるいは館内でのチラシ配り等は固くお断りいたします。
- (3) 上記項目以外にも追加として制限を要する事象が生じた際には、修正および改善をお願いすることがありますので、予めご了承ください。
- (4) 利用細則に定めのない事項については、事前に管理事務所とお打合せください。

なお、施設の円滑な運営のため、職員より個別にお願いをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

## VII. 利用の禁止・制限事項

---

下記に該当する場合は、施設の利用を許可しません。また、すでに許可してある場合でも利用許可の取り消し、若しくは利用を停止させることがあります。

なお、この措置によって利用者が損害を被ることがあっても、当館はその責めを負いません。

1. 栃木県立宇都宮産業展示館設置および管理条例またはこの条例に基づく管理規則・利用規程に違反した場合
2. 公の秩序または善良の風俗に反する恐れがある場合
3. 施設・設備または物品を損傷する恐れがある場合
4. 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、または運営に資すると認められる場合
5. 偽りその他不正な手段により承認を受けた場合
6. 当館職員の指示に従わない場合
7. 利用許可者が、第三者に使用权の譲渡、あるいは転貸をした場合
8. 納付期限までに利用料金の納入がない場合
9. 18歳未満の者のみでの利用（ただし、責任者の同伴がある場合を除く）
10. 自然災害等不可抗力による施設設備の破損等、利用に際して危険性が認められる場合
11. 大音量、振動、悪臭等の発生等により、他の利用者および施設近隣に迷惑を及ぼした場合、またはその恐れがある催事と認められる場合
12. 展示販売、当日の金銭授受(仮想通貨、電子マネーポイント、商品券、その他経済的価値を有するものを含む)がある場合
13. 説明会や研修などサンプル品として、3点以上の持ち込みがある場合
14. 悪徳商法等これに類似する内容の催事の場合
15. 施術・治療行為を行う場合
16. その他、施設の管理運営に支障があると認められる場合